

第 1 1 0 号議案

足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例の一部を改正する条例

足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例（平成 5 年足立区条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「足立区個人情報保護条例（平成 5 年足立区条例第 5 7 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 3 7 条の 2、足立区特定個人情報保護条例（平成 2 7 年足立区条例第 4 3 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第 3 3 条の 2」を「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「、個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例」を「及び個人情報保護法」に改める。

第 7 条の見出し中「(インカメラ制度)」を削り、同条第 1 項中「開示等の決定に係る区政情報（特定個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する保有特定個人情報を含む。以下同じ。）」を「保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の決定並びに区政情報開示請求の決定に係る区政情報」に改める。

第 8 条第 2 項中「非開示の」を「不開示の」に、「非開示条項」を「不開示条項」に、「非開示理由」を「不開示理由」に改め、「(ヴォーン・インデックス)」を削る。

第 9 条中「職務に関し」を「職務上知り得た秘密を漏らし、又は職務

上」に、「個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法第2条第1項」に、「」及び特定個人情報（特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報をいう。）を「以下同じ。」に、「、又は」を「、若しくは」に改める。

第11条中「知り得た」の次に「秘密を漏らし、又は」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに行われた申請に基づく処分に係る足立区情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）の権限については、なお従前の例による。

2 改正後の第9条の規定にかかわらず、この条例の施行前に審査会の委員であった者に係るこの条例による改正前の足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例第9条に規定するその職務に関し知り得た個人情報及び特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。